

令和3年1月26日

## 新型コロナウイルス感染症に関する特別措置について

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、2021年1月8日(金)に遡及して当面の間新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮し、以下の特別措置のお申し出を受付けます。対象となる特別措置は下記の通りです。

### 1. 保険契約の更新等の手続きについて

新型コロナウイルスの影響によって弊社指定期日までに手続きが行えない場合、特別措置として猶予できるものとします。その際、弊社の営業担当にご連絡をお願い申し上げます。

### 2. 保険料払込猶予期間の延長

新規、更改、分割払いの保険料に対する払い込みにつきましても、特別措置として猶予できるものとします。その際、弊社の営業担当にご連絡をお願い申し上げます。新規契約の場合は始期日が2021年1月8日以降の場合となります。

### 3. クレームマネジメント費用について

新型コロナウイルスの影響によって、コファネット／弊社のオンラインシステムを通じて、支払遅延の通知が行えない場合、下記のメールアドレスもしくは電話番号にご連絡いただけるようお願い申し上げます。また、メールまたは電話で通知された場合でも、オフライン申請に係る費用の負担を免除とさせていただきます。

### 4. 特別措置の猶予期間

上記は特別措置実施日から当面の間有効といたします。

営業関連のお問い合わせは:

[marketingjp@coface.com](mailto:marketingjp@coface.com) または東京オフィス:03-5402-6100／大阪オフィス:06-6121-8880

支払遅延の通知や保険金請求に関するお問い合わせは:

[marketingjp@coface.com](mailto:marketingjp@coface.com) または電話:03-5402-6105

以上